【三次募集】フィールドシアター推進モデル事業費補助金の募集要項QA

項目	番号	質問	回答	募集要項ページ （※）交付要綱
事業概要	1	対象事業となる事業例とは。	山梨県内の自然景観（湖、高原、山が見える公園など）や文化財（寺社仏閣、史跡など）、建造物（橋、トンネル、廃校、工場跡地など）などを文化芸術活動の場として活用している事業が対象となります。 （例） ・公園を利用した屋外上演イベント（音楽、演劇など） ・寺社を利用した作品展示（書道、華道、写真など） ・自然景観の望める場所でコンサート ・庭園での作品展示 ・廃校を利用したアートイベント　など	2ページ 1. 事業概要
	2	小規模なイベントでも申請できるのか。	申請可能です。	2ページ 1. 事業概要 【補助率及び補助額】 5ページ 3. 補助率、補助金額等
申請要件	3	補助対象者の法人格を有しない団体（権利能力なき社団）の条件とは何か。	次のa～cのすべてが、団体の規約（定款、またはそれに準じる決まりごとを書いた文書）にはっきり書かれていることが必要です。 a　団体の方針を決め、それを実行する組織（役員会・総会など）があること。 b　団体が自分で会計を行い、その内容を監査するなど、お金を管理する仕組みがあること。 c　活動の拠点となる事務所があること。	2ページ 2. 申請要件 （1）補助対象者
	4	補助対象事業は、県ホームページで公開されているカタログの場所で行うものでなければならないのか。	山梨県内の会場であれば補助対象となります。 カタログは参考として公開しているものであり、必ずしもカタログから選んでいただく必要はありません。 なお、カタログの場所は選んだ場合でも、必ず申請者自らが会場利用の交渉及び確保を行ってください。	3ページ 2. 申請要件 （2）補助対象事業
	5	補助対象経費はどのようなものか。	指揮者や演奏者への出演費、舞台や展示の設営費、展示作品の作品借料、会場スタッフへの人件費、興行中止保険料やイベント賠償責任保険料などの役務費などが対象となります。 詳細は、募集要項をご確認ください。	4ページ （3）補助対象経費
申請手続等	6	募集要項の内容についての質問はどのように行うのか。	以下のメールアドレスに電子メールでご質問ください。 なお、件名は「フィールドシアター推進モデル事業　質問」としてください。 メールアドレス　bunka@pref.yamanashi.lg.jp	5ページ 5. 申請手続等 （1）募集に関する質問
	7	電話での質問はできるのか。	電話や口頭での質問はできません。 電子メールでのご質問をお願いいたします。	5ページ 5. 申請手続等 （1）募集に関する質問
	8	受付期間内に電子メールで質問した場合、回答はいつになるのか。	事務局にメールが到達してから1週間以内に回答いたします。	5ページ 5. 申請手続等 （1）募集に関する質問
	9	新規事業者の場合、過去の実績を示す書類として何を提出すれば良いのか。	団体の構成員が過去に行った事業の実績等をご提出ください。 事業を実施するにあたり過去に事業実施経験のある方がいることがわかる資料をご提出ください。	5ページ 5. 申請手続等 （3）申請に必要な書類
	10	事業における役割がわかる資料とは何か。	事業実施にあたり、それぞれの役割（舞台監督や広報担当、渉外担当など）がわかるような資料（スタッフ名簿等）をご提出ください。	5ページ 5. 申請手続等 （3）申請に必要な書類
	11	役員名簿に事業実施にあたっての役割も記載されている場合であっても事業における役割がわかる資料を別に作成しなければならないのか。	役員名簿がスタッフ名簿を兼ねている場合は、事業における役割がわかる資料を新たに作っていただく必要はありません。	5ページ 5. 申請手続等 （3）申請に必要な書類

【三次募集】フィールドシアター推進モデル事業費補助金の募集要項QA

項目	番号	質問	回答	募集要項ページ （※）交付要綱
審査及び交付決定	12	ヒアリングを行う場合とあるが、どのように行うのか。	原則対面で実施予定です。	6ページ 6. 審査及び交付決定 (1)審査の方法
	13	ヒアリングを行う場合、連絡はいつ来るのか。	11月20日(金)12時までに申請書に記載いただいたメールアドレス宛にメールで連絡します。	6ページ 6. 審査及び交付決定 (1)審査の方法
	14	ヒアリングの会場や時間は、どうなるのか。	11月20日(金)12時までにメールにてお知らせいたします。 メールに記載した時間に指定の会議室へお越しください。 会場は山梨県庁防災新館会議室(甲府市丸の内1－6－1)を予定しています。	6ページ 6. 審査及び交付決定 (1)審査の方法
	15	やむを得ない事情でヒアリングできない場合はどうなるのか。	調整いたしますので、事務局へご連絡お願いいたします。	6ページ 6. 審査及び交付決定 (1)審査の方法
	16	交付決定となった後、事業実施までに提出するものはあるのか。	事業の内容変更が生じた場合や事業が中止になった場合には、ご提出いただく書類があります。 そのほか、遂行状況について県から「フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第6号)」の提出を求められた場合には、ご提出いただく必要があります。	(※)交付要綱 第15条　遂行状況報告
事業内容・費用の変更等	17	交付決定後に事業実施日や出演者が変更になった場合、どのような手続きが必要か。	変更承認の手続きが必要になります。 「フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る変更承認申請書(様式第3号)」を速やかに事務局へ提出し、変更承認を受けてください。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (1)事業の内容変更について
	18	交付決定後、経費の変更が見込まれる場合、どのようにすればいいのか。	経費の変更が生じた時点で、事務局へご連絡ください。 場合によっては、「フィールドシアター推進モデル事業推進モデル事業費補助金に係る変更承認申請書(様式第3号)」の提出が必要です。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (1)事業の内容変更について
	19	当日、悪天候で中止となった場合、補助金は交付されないのか。	交付される場合があります。 台風・大雨・大雪などの悪天候や地震等、主催者の責めによらないやむを得ない理由で中止した場合は、興行中止保険料など中止までにかかった経費の2分の1を交付できる場合があります。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	20	どのような中止だと補助金の対象外となるのか。	集客の見込み不足、準備不足、その他主催者の都合による中止は対象外となります。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	21	「やむを得ない理由である」ということを誰がどのように判断するのか。	県が、提出された「フィールドシアター推進モデル事業費補助金中止報告書(様式第4－2号)」や主催者から提出された資料をもとに判断します。 事業実施日に実施区域へ暴風・大雨・大雪の警報又は特別警報が発令されていた場合は、不可抗力によるものと推定します。 気象警報の記録など、客観的に確認できる資料を添付してください。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	22	事業の一部だけ実施できた場合はどうなるのか。	一部中止として取り扱います。実施できた部分の経費と、中止までにかかった経費のうち補助対象経費に含まれるものについて補助対象となります。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	23	中止となった場合、どのような経費が補助対象となるのか。	中止までに「すでに支払った経費」のうち補助対象経費に含まれるものが対象となります。 発注済みの印刷物にかかった費用やすでに設置した舞台等の設営費や撤去費等があります。	4ページ 2. 申請要件 (3)補助対象経費 7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	24	中止となった場合も補助率や上限は通常と同じであるのか。	同じです。中止時も補助率は1／2(1,000円未満の端数は切り捨て)で、交付決定を受けた金額が上限となります。	4ページ 2. 申請要件 (3)補助対象経費 7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	25	興行中止保険に入っていて保険金がおりた場合、保険金と補助金両方をもらうことができるのか。	両方を満額で受け取ることはできません。 当補助金以外の保険金や給付金などで補填された分は補助対象経費から控除します。 なお、保険料そのものは補助対象経費に含めることができます。	4ページ 2. 申請要件 (3)補助対象経費 7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	26	会場から一部返金があった場合、補助金はどうなるのか。	返金・解約による減額分は補助対象経費から差し引きます。実際に主催者の負担として残った損失分が補助の対象となります。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について
	27	交付決定前に中止となった場合は、どうなるのか。	交付決定前に中止した場合は、補助の対象とはなりません。 申請を取り下げていただくことになります。 補助対象となるのは、交付決定を受けた事業の中止に伴う経費です。	7ページ 7. 事業の内容・費用の変更等 (2)事業の中止について

【三次募集】フィールドシアター推進モデル事業費補助金の募集要項QA

項目	番号	質問	回答	募集要項ページ （※）交付要綱
実績報告及び補助金の支払い	28	出演費について、ネット銀行振込を行った場合、証明書類は何を提出すれば良いのか。	出演者からの請求書及び振込日、振込金額、振込人、振込先が記載された画面のスクリーンショットをご提出ください。	7ページ、8ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (1)実績報告に必要な書類
	29	施設利用料について、交付決定日前に支払を行った場合、補助対象になるのか。	補助対象外です。 交付決定日より前に支払を行ったものはすべて補助対象外となります。	7ページ、8ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (1)実績報告に必要な書類
	30	公表可能な記録写真は、どのように使用されるのか。	山梨県のフィールドシアター推進モデル事業ページまたはヤマナシクリエイターズリンクページにて、実施事業の紹介等に使用します。 フィールドシアター推進モデル事業に関する内容以外で使用することはありません。	8ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (1)実績報告に必要な書類
	31	公表可能な記録写真は、加工して掲載することもあるのか。	事務局で加工することはありません。 ご提出いただいた写真をそのまま掲載いたします。	8ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (1)実績報告に必要な書類
	32	公表したくない写真も実績報告時に提出する必要があった場合、どうすればよいのか。	公表不可の写真の裏面に「公表不可」と消えないペン等で記載していただく等、公表不可であることがわかるようにしてご提出ください。	8ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (1)実績報告に必要な書類
	33	補助金の支払はいつになるのか。	実績報告書等の内容を審査し、額の確定通知を行った上で、ご指定の口座に令和9年5月末までに振込を行います。	8ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (3)補助金の支払い
	34	「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額の確定に伴う報告書(様式第9号)」について、いつ提出すれば良いのか。	確定申告により、内容が確定したところで速やかにご提出ください。	9ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (4)「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書(様式第9号)」の提出
	35	「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額の確定に伴う報告書(様式第9号)」について、令和9年2月に事業を実施した場合、いつ提出すれば良いのか。	令和9年の確定申告(令和10年2月以降)の内容が確定したところで速やかにご提出ください。	9ページ 8. 実績報告及び補助金の支払い (4)「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書(様式第9号)」の提出